

「創業支援等事業計画」

産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」を策定し、平成27年10月2日に、経済産業大臣・総務大臣の認定を受けました。

羽生市と羽生市商工会、創業・ベンチャー支援センター埼玉、MALL DESIGN 実行委員会、市内金融機関等との連携により、「創業支援ワンストップ相談窓口」の設置・運営をはじめ、各種創業支援セミナーの開催などの支援事業を実施し、羽生市内で創業を希望する方、創業後間もない方を支援していきます。

計画の認定を受けたことにより、計画に定めた「特定創業支援等事業」を一定程度受けた創業者は、会社設立時の登録免許税や創業関連保証に係る特例の適用を受けることができます。

◎特定創業支援等事業

① 専門家による個別支援（創業支援ワンストップ相談窓口）

創業に向けて、経営・財務・人材育成・販路開拓などに関するアドバイスを、専門家が個別に支援します。

【証明書発行要件】・・・1月以上4回以上にわたり個別支援を受けた方＋創業計画書作成

② 創業支援セミナー

創業をテーマにした創業支援セミナー（全5コマ、1コマ2時間程度）を開講し、創業にあたっての心構え、創業に必要な手続き、事業計画の作成などが身につく講義を実施します。

【証明書発行要件】・・・8割（全5回中4回以上）の出席＋創業計画書作成

③ 創業・ベンチャー支援センター埼玉において、専門家による支援を受けた方

【証明書発行要件】・・・1月以上4回以上にわたり支援を受けた方＋創業計画書作成

◎「特定創業支援等事業」を受けた方への支援措置

特定創業支援等事業について証明書発行要件を満たした方が、市へ申請することにより、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書を交付します。この証明書を法務局や信用保証協会（または金融機関）に提出することにより、以下の特例が適用されます。※法改正等により支援措置の内容は変更する場合があります。

① 創業を行おうとする者で事業を営んでいない個人又は創業後5年未満の者で事業を開始した日以後5年を経過していない個人が市内に会社を設立する際、登録免許税の軽減措置が利用可能

株式会社：最低税額15万円の場合→7.5万円（資本金の0.7% →0.35%）

合同会社：最低税額6万円の場合→3万円（資本金の0.7% →0.35%）

合名又は合資会社：1件につき6万円→3万円

② 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が通常創業2か月前から対象のところ、事業開始の6か月前から利用可能

③ 日本政策金融公庫の融資制度にかかる要件緩和など

(1) 新創業融資制度において自己資金要件を満たしたものとして取扱い

(2) 新規開業資金を利用する場合、貸付利率の引き下げの対象に

◎創業支援等事業計画の概要図 裏面のとおりに



【問合せ】羽生市 経済環境部 商工課 ☎ 048-560-3111

令和4年2月 作成

▲詳しくは、市HPへ

創業支援等事業計画の概要図

市区町村	羽生市
認定連携創業支援等事業者	羽生市商工会、公益財団法人埼玉県産業振興公社(創業・ベンチャー支援センター埼玉)、MALL DESIGN実行委員会
概要	羽生市においては、創業者に対する支援体制が確立しておらず、羽生市に来庁した方や羽生市商工会に来会した方への創業相談のみでありました。そのため、羽生市や羽生市商工会、埼玉県産業振興公社、MALL DESIGN実行委員会を中心に県や市内金融機関等と連携強化を図り、創業支援体制を確立します。具体的には、令和2年～令和7年にかけて、創業支援ワンストップ相談窓口の設置・運営や、創業支援セミナー等の開催及び相談、事業計画作成支援等を実施することにより、年間7件以上の創業の実現を目指します。

年間目標数	創業支援者数: 70件 創業機運醸成事業の対象者数: 5件 創業者数: 9件(実数: 7件)
特徴	<p>無関心 ← 創業前 → 創業後</p> <p>0創業に関する普及啓発 1ターゲット市場の見つけ方 2ビジネスモデルの構築 3売れる商品・サービスの作り方 4適正な価格の設定と効果的な販売方法 5資金調達、資金相談 6事業計画書の作成 7許認可・手続き 8創業後のフォロー</p> <p>羽生市 羽生市 羽生市商工会 羽生市商工会 羽生市商工会 羽生市商工会 羽生市商工会 羽生市 羽生市 羽生市商工会 羽生市商工会 公社 公社 公社 市内金融機関等 市内金融機関等 羽生市商工会 羽生市商工会 MD 公社 公社 公社 公社 公社 公社 公社 公社</p> <p>※MD…MALL DESIGN実行委員会、公社…埼玉県産業振興公社(創業・ベンチャー支援センター埼玉)</p>

